特別支援教育への転換から 10 年の現状と課題

－障害者差別解消法施行と学校における特別な支援の展開－

庄司　和史（信州大学　学術研究院総合人間科学系）

１．特殊教育から特別支援教育への転換

平成 19 年 4 月の改正学校教育法の施行によって、わが国の障害児教育は、それまでの特殊教育から特別支援教育の体制へ転換した。これは、障害のある子供の教育を障害のない子供の教育と分離して行うことを基本とした教育から、インクルーシブな教育システムの中で、障害のある子供個々の特別な教育的ニーズに基づいて合理的配慮を提供する教育への理念と制度の転換であった。この転換は、教育現場にいくつもの大きな変化をもたらした。まず通常の学級に在籍し教育を受けている知的障害のない他の障害のある子供たちが特別支援教育の対象として位置付けられ、その結果、通常の学級で授業を行う教師たちが特別支援教育の担い手となった。また、障害のある子供を担当する教師が自分のできる範囲で個人的に行っていた様々な配慮は、学校組織の中で特別支援教育コーディネーターが中心となって作られ、本人や保護者との合意形成を経た個別の教育支援計画に基づいて展開される支援という位置付けになった。さらに、従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校に統一されたが、新たに地域の特別支援教育のセンター的機能として役割を担うことが求められることになり、在籍する幼児児童生徒のみならず地域の幼保、小中高等学校などに通う障害のある子供たちの教育について専門的な立場から具体的支援に様々な形で関わるという役割が加わった。

この転換から 10 年を経過しようとしているが、この間、各教育現場では特別支援教育コーディネーターの配置が進み、様々な教員研修が展開され、特別支援教育が進められてきた。一方、子供をめぐる問題の状況は、貧困の問題、外国籍の子供に対する教育の問題等、障害の問題以外にも特別な教育的ニーズのある子供の実態が浮き彫りになる等深刻化が進んでいると言え、特別支援教育をベースにした対応が急務である。

２．学校教育現場における現状

特別支援教育の体制に転換されてから、とくに発達障害に関する現場の理解は進んできてはいるが、現状として以下のような問題を耳にすることは未だ多いと感じる。

○各学校の特別支援教育コーディネーターの教員が他の業務の関係で時間的な余裕がなく、学校内の支援ニーズを把握しきれていない。 ○校内支援会議が開催されない、もしくは、開催が遅れる。

○関係者が一堂に会することなく、学校は学校、福祉は福祉、医療は医療、家庭は家庭と、それぞれ支援が展開され、本人は保護者が混乱する。
○学校で把握している問題点と医療で指摘される問題点の整合性が図られないまま機械的に支援が進められる。
○心理アセスメントの数値の解釈と日常生活で起きている問題との整合性が図られない。
○障害の診断の有無や障害名だけが問われ、子供の困り感への支援が行われない。また、障害名だけが一人歩きする。
○特別な支援が必要だというとすぐに学習支援員がつけられ、そのことのみが「合理的配慮」だと考えられる。
○逆に、支援員がつかないことだけ取り上げられ、特別な支援は行われていないと指されることもある。
○研修が、障害の特徴やアセスメント方法の研修に終始し、クラス集団の中での支援につながりにくい。
○障害の特性ばかりが注目され、二次的な問題である「心の状態」に対する配慮が二の次になる。　　等

こうした現状においては、一層、特別支援教育の基本理念を理解し、子供の障害の本質的理解に関する研修が重要になると考える。

3. 特別支援教育コーディネーターの役割と特別な支援の展開に関する基本的考え方

こうした現状への対応についてキーを握るのは、特別支援教育コーディネーターの存在である。平成 27 年に長野県教育委員会特別支援教育課が作成した「特別支援教育コーディネーターハンドブック」では、①児童生徒の実態把握、②校内委員会の開催、③保護者との連携、④支援会議の開催、⑤個別の指導計画、個別の教育支援計画の策定、⑥校内支援体制の構築、⑦学校外諸機関との連携、⑧校内研修の実施、⑨評価・引き継ぎ、⑩校種間、卒業後の移行支援の各内容が示されている。

障害の診断は、医療の役割であるため、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定においては、医療との連携が不可欠である。このとき、診断を受けることが特別な支援の必須条件のように理解される面もあるが、診断はあくまでも支援計画を策定し具体的に展開する過程で必要になるものである。また、個々の評価においては、WISC 等いくつかの心理発達検査が行われることになるが、日常の観察データを蓄積することも非常に重要となる。発達障害の特性による困難は、人間関係を含めた環境との間で生じているとも言える。

したがって、学習支援員を配置したり通級指導を受けたりといった個別対応だけでは困難は改善されない。とくに人間関係の中で困難が生じている場合、本人以外の周囲の人々の困り感にも目を向ける必要がある。こうした困り感は、個別の心理検査では分からないとも言える。

4. 合理的配慮についての理解

合理的配慮は、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法によって法的に定められた。合理的配慮は、英語では reasonable　accommodation とされ、直訳すると「理に叶った助け」ということになる。つまり本人や家族との合意形成を経て最終的には、組織が計画し実行するというものである。つまり、個々の場面における障害者個人のニーズに応じて、過重負担を伴わない範囲で、社会的障壁を除去することとされるものである。

5. 更新講習における特別支援教育領域の課題－障害の問題を超えたニーズへの対応へ－

教員免許状の更新は 10 年ごとであるため、平成 19 年の法改正によって制度転換された特別支援教育は、これまで免許状を更新した教員が免許状を取得したときにはなかった制度である。したがって、基本理念の理解がまず不可欠である。また、平成 24 年の文科省の調査で小中学校に約 6.5%在籍すると報告された発達障害について正しい理解を進めることが必要であるが、同じ発達障害でも個の特性は大きく異なっているという理解が重要である。その意味で、各障害の症状を理解するだけではなく具体的な支援に結びつく理解が必要となる。子供の障害の問題は様々な問題との関連が深い。不登校やいじめ、非行、虐待、愛着形成や心身症的な問題等との連動した対応や貧困や外国籍の子供の困難等、障害がない子供たちの特別なニーズへの支援としても展開される必要がある。